

平成19年(ワ)第1904・4279号 ボランティア基金返還等請求事件
原告 鎌田 まりみ 外35名
被告 アーク・エンジェルスこと林俊彦

原告準備書面(3)

平成19年 7月13日

大阪地方裁判所 第11民事部合議H係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 辻 公 雄

同 弁護士 吉 川 法 生

同 弁護士 大 西 克 彦

同 弁護士 阪 口 徳 雄

上記事件について、原告らは次のとおり弁論を準備する。

記

第1. 平成19年4月19日付被告準備書面1と平成19年5月28日付被告
答弁書の主張のうち、原告個人の交付に関する部分に対する反論

一. 交付のうち、物資について

交付事実の不明、交付された物資については元々返還対象としていない
し、また、費消済みの分もあるという主張になっている。

交付事実の不明と言われるものについては、原告の方で購入領収書や送
付関係文書又は陳述書などを提出してゆく。

交付済みのものについては、目的に使用しなければ返還するのがルール
である、又は欺罔に交付させたものとして不法行為による損害賠償責任が
ある。

なお、費消については、大量の物資の寄付を受けながら、なお寄付を求

めたり、トラックで他所へ大量運搬するなど正当使用ではないことを述べる。

二. 交付物が金員の場合について

交付が不明、同一性が不明、9月25日前の交付で返還期限開始より前の分、返還請求がなかった、返還済み、グッズの代金という被告の主張になっている。

交付不明の分については、手渡しの際の資料があれば提出し、その他陳述書を提出する。

原告番号第1次2番の原告に対する同一性不明分については、当原告が交付した詳細は、次のとおりである。

受付日時：平成18年9月19日

受付番号：I20060919-01123

受付状況：完了

振込内容

振込日付：平成18年9月19日

振込先金融機関名：ジャパンネット銀行

振込先支店名：本店営業部

振込先口座種別：普通

振込先口座番号：5872070

振込お受取人名：アーケンジ^{エルズ}ハヤシヒロ

振込ご依頼人名：レスキューエン

振込金額：100,000円

また、原告番号第2次18番の原告の交付金は他人のものと主張されるが、そのようなことはない。当原告個人の金である。

期限前の交付については後述の如く、その主張の不当性を申し述べる。

期限内又はその後の返還請求がなかったという点については、後述の如く期限の設定の不当性や請求したことを申し述べる。

原告番号第1次3番の原告に対するグッズ購入代金という反論は否認する。

グッズは購入したが、その代金6000円は平成18年10月13日にA Aの口座へ振込んでいる。

本件1万円は10月10日に振込んでいる。

三. 返還済みとの主張について

原告番号第2次9番の原告については、支援金3万円の返還は認める。物資代の請求のみとする。

原告番号第2次8番の原告については、医療費補助として15,000円の

支払を受けているので損害額を金員交付の支払い請求分 32,320 円に変更する。

第2. 金や物資の供給について

一. 救済運動の開始時期

被告は、2006年9月初旬に広島ドッグぱーくのことを知り、9月中旬より自ら動き始めた。同時に各種のインターネット等で広島ドッグぱーくの犬の救済運動への協力と金や物資の供給のお願いをしている。

原告らはそれに応じたものであり、9月中旬以降の原告ら全ての金や物資は全て広島ドッグぱーくの犬の救済の充てられるという意思の下で行われている。

二. 供給物の隠匿

原告の呼びかけに応じて全国のボランティアは、広島ドッグぱーくの犬の救済のために金や物資を送ってきた。

それらの量が多額に上り、広島の犬の救済に十分な量であったのに、被告はまだまだ不足しているとして協力支援を求めた。

しかし、救済運動の中で犬の治療や血液検査など適切な用途への支出が行われない状況が生じ、ボランティアから不信の声が出始め、また、寄金返還要求の動きが出てきた。

これに対し既述の如く原告は、平成18年11月25日と12月11日に収支の公表をしたが、その金額（収入が6000万円弱～7000万円弱）があまりに低いので、更なる真相発表を求められ、2007年2月には1億2000万円を超えると発表し、その内約半分はシェルター基金として集めたと発表したが、その根拠資料も示さない。

しかしながら、広島の犬の救済のための基金収入はもっとあり、シェルター基金への収入はほとんどなく、また有効な支出の根拠資料は薄弱であり、口座から私的費消と思われる金を引出している。

寄金返還の要求に対しては、当初は期間制限をつけず、返還すると発表していた。

また、シェルター寄金についてはその明記を要求し、シェルター寄金に使うことを了承できない人には寄金を返還する発表していた。

これらについて、原告が基金口座と指定した金融機関の口座について、犬の救済基金以前から現在までの収支が明らかになれば事件の内容が明らかになる。

そこで、裁判でそのことを明らかにするため、それら帳簿の提出や調査囑託を求める。

以上